

授業コード	JP11210010	開講年度・学期	2021年度後期
科目授業名	行政活動と法		
英語科目授業名	Administrative Law		
科目ナンバー	JAEPU8803	必修・選択	必修
単位数	2単位	授業形態	講義
担当教員氏名 (代表含む)	重本 達哉		
科目の主題	この授業では、憲法・民事法・刑事法などの基礎を修得していることを前提として、いわゆる行政作用法の基礎的な理論・制度を主に学ぶ。特に、「法律による行政の原理」その他行政法の基本原則・一般原則と、それらに基づいて行われるべき行政活動の代表的な類型である「行政行為」その他の行為形式の定義・意義・分類・基本的要件・主な手続などを学ぶ。なお、いわゆる行政組織法についても、以上の内容を理解するのに最低限必要な範囲で取り扱う。		
授業の到達目標	「行政法総論」としばしば称される上記の理論・制度等の基本構造を理解し、個別行政過程の法的仕組みを分析するための基礎的能力を身につけること。すなわち、どのような行政活動がどのような理由で違法又は適法と評価されるべきかについて、行政通則的法律及び参照することが指示されている法令に基づいて説明できるようになること。		
授業内容・授業計画 ①	<p>以下の授業計画を旨としつつ、担当者が作成した資料に沿って講義形式で行う。ただし、多くの設例・設問を主な素材として、質疑応答や議論を適宜交える。</p> <p>第01回 行政の存在理由・行政法の特徴—民事法・刑事法との比較 第02回 行政と法律との関係—法律による行政の原理 第03回 法の一般原則 第04回 行政組織法 第05回 行政過程論の骨格—行為形式と行政手続・行政訴訟 第06回 行政処分手続(1) 第07回 行政処分手続(2) 第08回 行政裁量 第09回 行政立法 第10回 行政指導 第11回 行政契約・行政調査 第12回 行政計画 第13回 行政上の義務履行確保 第14回 情報公開・個人情報保護 第15回 期末試験</p> <p>※ この授業と「公法総合演習II」の両者によって、行政法のコアカリキュラム（共通的な到達目標モデル〔第二次修正案〕：https://www.lskyokai.jp/wp/wp-content/uploads/2018/09/4.pdf）の項目全てに対応している。</p>		
事前・事後学習 の内容	<p>〈事前学習〉 事前に指定される教科書の該当範囲を熟読し、疑問点を明確にするとともに、教科書にある設問及び上記資料に掲載されている設問に答えられるようにしておく。条文については、登場するたびに六法などを検索して確認し、判例集に掲載されている判例については、該当ページも併せて参照する。</p> <p>〈事後学習〉 理解がなお不十分である点を中心に、（参考書の関係する部分を適宜参照しながら）教科書・判例集を繰り返し熟読する。また、上記の設問が実際に試験で出た場合にどのように書くべきか考える（実際に書いてみた方がよい）。担当者や司法試験予備試験短答式試験（行政法）の過去問などを活用して、知識を深めることも推奨される。</p>		
評価方法	<p>〈絶対評価〉 講義における質問・議論への参加状況について20%、期末試験について80%の割合で評価する。</p>		

<p>受講生へのコメント</p>	<p>とにかくまず教科書を何度も読み込んでください。行政法学習の「軸」が定まるまで、多くのものに手を出す必要はありません（授業期間中、参考書は、関係する部分のみ適宜参照することをお勧めします）。また、判例集・六法をその都度参照する習慣を身につけてください。最初は面倒かもしれませんが、法学を学習する基本的な態度をこの時点で身につけましょう。なお、教科書の読み方に不安がある場合には、大橋洋一『法学テキストの読み方』（有斐閣、2020年）がお勧めです。</p>
<p>教材</p>	<p>〈教科書〉 中原茂樹『基本行政法〔第3版〕』（日本評論社、2018年）</p> <p>〈判例集〉 稲葉馨ほか編『ケースブック行政法〔第6版〕』（弘文堂、2018年）</p> <p>〈参考書〉 大橋洋一『社会とつながる行政法入門』（有斐閣、2017年） 石川敏行『新プロゼミ行政法』（実務教育出版、2020年） 大橋洋一『行政法I〔第4版〕』（有斐閣、2019年） 宇賀克也『行政法概説I〔第7版〕』（有斐閣、2020年） 同『行政法概説III〔第5版〕』（有斐閣、2019年） 土田伸也『基礎演習行政法〔第2版〕』（日本評論社、2016年） 原田大樹『例解行政法』（東京大学出版会、2013年） など</p>